

8月5日 国道17号 みなかみ町にて 特殊車両の通行に関する指導取締を実施しました。

高崎河川国道事務所では、道路構造物の保全と道路交通の安全を図るため、特殊車両通行許可制度の普及啓発と法令遵守の意識の向上に取り組んでおり、群馬県沼田警察署と協力し、特殊車両の通行に関して指導取締を実施しました。

積載重量超過車両は、道路の損傷を早める原因の一つとなっています。道路構造物を守るためには、通常の維持管理に加え、道路の適正な利用も重要であり、今後も関係機関と協力して指導取締を行っていきます。

1. 実施日：令和2年8月5日（水）13時30分～15時30分
2. 場所：一般国道17号（下り） 羽場特殊車両取締基地
（群馬県みなかみ町大字羽場3021）
3. 結果：対象となる特殊車両の通過はありませんでした。



取締状況

●特殊車両通行許可制度については、関東地方整備局ホームページ
URL：<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000004.html>
をご覧ください。

●道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針については、国土交通省ホームページ
URL：<http://www.mlit.go.jp/common/001039265.pdf>
をご覧ください。